

自然保護助成基金 助成費目一覧表

費目	説明	備考
a. 器具・備品費	研究や活動に使用するための1点10万円以上の機器・備品の購入費。 ※ただし、カメラやドローン等、汎用性が高いものについては、10万円以下でも器具・備品費に該当する。	・カメララップ、GPS、ドローン等、研究・活動に不可欠な機器類。機器の取り付け費やコンピュータプログラムなども含む。 ・研究室等に備え付けの備品(PC含む)は原則不可。ただし、備え付け以外で助成対象研究・活動に特に必要性が認められる場合は計上可。
b. 消耗品費	文具用品、試薬・試料、実験の部品等の消耗品および1点10万円未満の機器・備品の購入費。	USBフラッシュドライブ、SDカード、電池などを含む。
c. 委託費	コンピュータプログラム開発、機械設計、分析、試験、写真図化等の外部業者への委託費。	グループメンバー(以下メンバー)が所属する企業などへの委託は認められない。
d. 賃金・謝金	助成総額の50%を上限とする。	
・協力者謝金	メンバー以外の外部協力者からの助言、協力に対する謝金。	メンバーへの人件費・日当の支払いは不可。
・補助者謝金	研究や活動に必要な補助作業に従事するメンバー以外の臨時雇用者に対する賃金・謝金。	実験・調査要員、採取・採集員、通訳、運転者、現地案内人など。メンバーへの支払いは不可。 「〇〇への賃金: ●円×〇時間、●円×〇日」など、具体的に記載。
e. 旅費・交通費	原則プロジェクトメンバーの交通・旅費。それ以外については、プロジェクト遂行のために調査に同行が必要な場合に限る。	
・国内旅費	日本国内(海外助成の場合はプロジェクト実施国内)における、出張にともなう交通費、宿泊費、雑費、レンタカー代。	・ガソリン代(※)及び高速道路等利用料の実費支出も含む。 ※ガソリン代は以下のいずれかの方法(支出計画書は①)で計算する。 ①移動区分を明記の上、移動距離に基づき15円/kmで積算する。 ②車移動の始点でガソリンを満タンにし(A)、移動後に終点でもガソリンを満タンにする(B)。Bの領収書の金額を実際の使用分として計上する。(A・Bの領収書を会計報告時に添付する。) ・学会発表のための旅費は、「学会発表・論文投稿費」に計上。 ・海外助成の場合、プロジェクト実施地域内で発生する交通費が「国内旅費」の対象。
・国際渡航費	プロジェクトの実施を目的とした国際的な渡航に伴う交通費、宿泊料、雑費(諸手続き費用、保険料、税金など)。	・助成総額の30%を上限とする。 ・留学等を目的とした長期滞在費は不可(調査研究活動の一環としての短期滞在費は可)。
f. 通信・運搬費	通信費、書類の送料、機器などの運搬費。	グループ組織の運営管理にかかるものは除く。Zoomやドライブサーバー契約料はプロジェクトの利便性向上のために必須の場合に限る。
g. 図書・資料費		
・図書購入費	書籍、論文等の購入費。	
・資料費	航空写真、地図、マイクロフィルム、各種テープ等の資料の購入費。	
・印刷複写費	研究調査のための調査票、集計表の印刷費、書類・文献等の複写費。	
h. 印刷費	配布パンフレット、チラシ、成果品の印刷費。	印刷物の作成を目的に助成を受けた場合の印刷費用など。
i. 会議費	会場借用料、弁当代	懇親会費は不可。
j. 借用費	実験地等の不動産の借料。設備、機器、調査用航空機、船舶の借料、コンピュータプログラムの借料。	グループ組織の運営管理にかかるものは除く。レンタカー代は除く(旅費に含めること)。
k. 雑費	振込手数料、動物・植物の飼育費用、実験の光熱水料、翻訳料、保険料(海外旅行の保険は除く)、写真の現像代、設備・器具類の保守管理費、その他。	所属機関の一般管理費(間接経費)は支出不可。
l. 学会発表・論文投稿費	プロジェクト成果発表のための発表者分の学会参加費・旅費、論文投稿費、英文校閲費	・全て併せて助成総額の10%を上限とする。 ・論文や発表スライド内等でプロ・ナトゥーラ・ファンド助成を使用したことが明記されている場合に限る。
m. 助成成果発表会/報告会出席経費*	助成グループの所在地から会場最寄り駅までの往復の交通費、宿泊費(日帰りが困難な場合)。	・発表者1名分の日本国内旅費に限る(海外助成も同様)。 ・日帰りが困難な場合は、宿泊費も支出可。ただし、遠隔地の場合でも最大2泊まで。(なるべく航空券+ホテルのパッケージツアーを利用すること。)

*助成期間終了後に各助成グループ代表者が集まって東京(場所未定)で開催する助成成果発表会・報告会に出席(発表)するための経費です。記入がない場合は、自己負担でご参加いただけます。